

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

前計画では、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができる地域」を創ることを目指し、理念を定めています。本計画においても、前計画で掲げた理念を継承し、生きがいをもって、また健康に暮らすための高齢者福祉の展開を進めていきます。

(～以下、第3期計画書より引用)

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望まれます。

そのためには、高齢者のみではなく、若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、自ら努力(自助)していくこと」、地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと(共助)」、行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取る(公助)」が必要です。

本計画では、老人福祉・老人保健及び介護保険などの社会保障制度を利用し、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができる地域」を創ることを目指し、今期計画の基本理念を次のように定めます。

■ □ 基 本 理 念 □ ■

生きがいに満ちた 健やかな長寿 みどりの都市(まち)

2 . 市の目指す姿の検討について

市では、基本理念の実現に向け、高齢者の地域生活を充実させるためにはどういったことが必要だろうかという議論を、事業の推進状況やアンケート調査の結果を踏まえながら行いました。

その結果を項目ごとにまとめるとともに、糸満市で高齢者が暮らす上で「必要なこと」を、次ページの図のように「暮らしの木」として位置づけしました。

（図の概要）

- 市の高齢者の福祉と介護を『一本の木』としてイメージしました。福祉と介護の向上はこの木を「育てる・成長させる」ことに位置づけます。
- 【現在の市の課題】が『根』にあたります。
- 【現在の市の課題】(『根』)からはじまり、高齢者が糸満市で充実した生活を送るためにはどういう【条件】が満たされていけばよいのか…。その【条件】が『枝と葉』にあたります。
- その『枝と葉』を支えるのに必要不可欠なのが『幹』です。
- そして『枝と葉』、『幹』が成長し、大樹となることで、高齢者が明るく地域で暮らすことができる…。そういう思いを込めてこの木を『糸満市・高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』と名付ました。
- この『暮らしの木』のそれぞれの『枝と葉』、『幹』を成長させるように施策を掲げています。

『高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』

暮らしを支えるために

○行政の体制整備

- ・福祉保健全体と他部署を連携させる福祉企画係が必要
- ・職員同士の意識の共有（目標が見えないと行動がバラバラになる）
- ・認定窓口＆審査会への専門的視点が必要＝保健師職員の配置
- ・各担当において、事業の分析が必要
- ・社協の存在・役割を行政が再認識し、強化する
- ・地域福祉計画の早期の策定
- ・自助、共助、公助の精神を住民に伝える（普及活動）

○相談

- ・地域包括支援センターの拡充
- ・地域資源を活用した地域相談センターを圏域ごとに設置
- ・地域ワーカーを配置（高齢者・障害者）
- ・地域相談センターとの連携
- ・相談窓口の充実（アンケート）

○住まい

- ・高齢者が住みやすい市営住宅

生き生きと健康に暮らすために

○介護予防

- ・介護予防周知啓発の推進
- ・介護予防事業の充実
- ・地域デいの充実、拡大
- ・願寿館、かりゆし健康クラブ、地域デいのさらなる周知
- ・予防の大切さを行政と住民が一体となって推進することが大切
- ・前期高齢者の女性に対してターゲットを絞り込み、対策する
- ・社協が実施する福祉用具レンタルを充実させる

○健康増進

- ・中高年が利用できる運動施設の充実・強化を図り、早期に介護予防に取り組む
- ・公的施設（プールやパークゴルフ）の高齢者に対する割引＆指導
- ・地域ごとに朝のラジオ体操を取り入れる
- ・病気に対する対策や再度受診するフォロー体制を作り上げる
- ・食生活を考える＝栄養士からの普及活動
- ・生活習慣病予防の周知啓発の推進
- ・医療にかからない仕掛けづくりが大切

○介護

- ・施設・居住系サービスの検討（自宅復帰が理想）
- ・地域密着型サービスの施設が欲しい
- ・家族介護者の支援
- ・介護サービスの充実（アンケート）

地域の力をつける

○地域福祉活動の推進

- ・圏域ごとの地域福祉活動の推進
- ・圏域ごとの地域ニーズと課題の調査
- ・地域ネットワークづくり（地域・社協・行政との協働）
- ・自治会の良さを再発見する
- ・地域ボランティアの育成及び人材の活用

楽しく明るく暮らすために

○集いの場

- ・公民館を毎日開放し、地域の人が集える場所にする
- ・バリアフリーの公民館を増やして、利用しやすくする
- ・地域資源を活用した「ふれあいサロン」拠点づくり
- ・家族介護者の集いの充実

○移動・交通手段

- ・老人クラブ・地域デい・かりゆし健康クラブ等への移動手段の確保
- ・車イス高齢者の外出援助
- ・高齢者の移動負担をなくすための市内巡回バスの整備

○生きがい

- ・老人クラブを中心に地域の住民を誘い合い、行事をもちあげる
- ・前期高齢者や高齢者を支える世代への活動を広げる
- ・シルバー人材センターの活用促進
- ・糸満市ならではの「生きがい」探し
- ・世代間交流
- ・文化や歴史を高齢者が次の世代に伝える「場」をつくる
- ・文化、趣味、教養、サークル活動の充実（アンケート）
- ・地域デいの充実（アンケート）

安心して住み続けるために

○見守り

- ・見守り体制の強化
- ・緊急通報システムサービスの充実
- ・独居老人宅への巡回が必要
- ・関係機関との連携
- ・緊急時のネットワークづくり
- ・安否確認（アンケート）

○認知症高齢者への対応

- ・認知症に対する地域住民の理解は大切
- ・認知症家族介護者への支援
- ・緊急時の連絡網の形成

○ボランティア

- ・ボランティアの養成と活動支援の強化
- ・ボランティアを地域ごとに育成
- ・ボランティアのあり方を検討する（ちょっとボランティア・傾聴ボランティア・有償ボランティア・新しいボランティアの創設）
- ・ボランティア活動はコーディネーターが必要
- ・ボランティアの周知活動

現在の糸満市の課題

アンケート

- ・高齢社会の到来
- ・独居老人が多い
- ・介護給付費が高い
- ・老人医療費が高い
- ・介護保険料の負担は限界
- ・老人の集う場所が少ない
- ・高齢者向け住宅が確保されていない
- ・高齢者の利用しやすい交通手段がない
- ・健康に不安がある
- ・緊急時の対応に不安がある
- ・交通手段に困っている
- ・介護保険料が高い
- ・介護サービス利用料が高い
- ・介護保険制度の周知不足
- ・願寿館と地域デいの周知不足
- ・地域包括支援センターと地域相談センターの周知不足

4. 基本目標と重点目標

「高齢者の福祉と介護“暮らしの木”」で掲げた【条件】より、基本目標を以下のように設定します。

基本目標

キーワードは「暮らし」

基本目標1. 暮らしを支えるために ~日々の暮らしを支える体制の整備充実

・「相談体制の整備」「住まいの確保」「行政の体制整備」を推進し、高齢者の日々の暮らしを支援する。

基本目標2. 生き生きと健康に暮らすために ~健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

・「健康増進」「介護予防」「介護」を推進し、若い頃から高齢期までの生き生きとした暮らしの支援を図る。

基本目標3. 楽しく明るく暮らすために ~暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

・「集いの場」「移動・交通手段」「生きがい」を推進し、気軽に出かけ、交流や生きがい活動のしやすい環境を整備する。

基本目標4. 安心して住み続けるために ~安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

・「見守り」「ボランティア」「認知症高齢者への対応」を推進し、地域ネットワークを構築する。

さらに、木の幹にあたる「地域の力をつける」ことがもっとも重要であるため、重点目標を以下のように掲げます。

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域づくりの推進

そのために…… 日常生活圏域の再編を行う。

圏域を中心とした地域ネットワーク体制の整備を検討・実施する。

5 . 施策の体系 ～基本目標の展開

「暮らしの木」に基づき、本計画の施策の体系は以下のようになります。

1 . 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備充実

(1)相談体制の整備充実

地域包括支援センターの体制の強化

- ・専門員の確保、センターの周知

地域相談センターの拡充

- ・地域相談センターの各圏域への配置、地域包括支援センターとの連携強化

相談のための連携体制の強化

- ・地域包括支援センターと民生委員、ケアマネジャー、社協、地域相談センター、関係機関等と連携した相談体制の強化

(2)権利擁護の推進

権利擁護相談の充実

権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進

- ・地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知と必要な方への利用促進

虐待の早期発見と防止

- ・高齢者虐待防止ネットワークによる虐待への対応
- ・虐待防止のための周知（民生委員、ケアマネジャー、地域デイサービスでの周知）

(3)高齢者のための住宅対策の推進

高齢者が住みやすい市営住宅の推進

住宅改修の周知

- ・介護保険の住宅改修の周知

(4)各種連携体制の整備

行政内部の連携体制の構築

行政と関係機関との連携、情報の共有強化

定期的な事業の点検評価の実施

- ・計画を推進するための点検・評価の実施

市民、地域、行政の役割の周知、啓発

- ・「自助、共助、公助」による地域づくりについて、周知と実践を推進する

2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

(1)生活習慣病の予防と健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の推進

- ・「特定健康診査等実施計画」によるメタボ予防対策を推進する

がん検診の実施

生活習慣病予防の周知・啓発

健康づくりの推進

- ・「健康いとまん21」（健康増進計画）による住民の健康づくり活動の推進・支援
- ・食育の推進
- ・中高年代の運動の促進

(2)介護予防の推進

一般高齢者への介護予防の充実

- ・一般高齢者施策（願寿館教室、地域デイサービス、かりゆし健康クラブ、介護予防周知事業）

特定高齢者への介護予防の充実

- ・生活機能評価事業（特定高齢者把握事業）
- ・特定高齢者施策（筋力向上トレーニング、口腔機能向上促進事業、うつ・閉じこもり・認知症予防訪問指導、栄養改善訪問指導）

特定高齢者の介護予防ケアマネジメントの充実

- ・特定高齢者のためのケアマネジメント（プラン作成とフォロー）の充実

(3)介護保険給付サービスの推進

介護保険給付サービスの質の向上

- ・介護サービス事業所への指導及び監査、サービスの適正給付の推進

地域密着型サービスの整備検討

- ・市に設置の許認可がある地域密着型サービスについての地域バランスを考慮した整備

要支援者の介護予防ケアマネジメントの充実

- ・要支援1, 2の予防プラン作成
- ・委託事業所との連携

(4)介護予防生活支援事業の推進

任意事業の充実（地域支援事業）

- ・家族介護者への支援、食の自立支援事業

生活支援事業の充実（市の単独事業）

- ・軽度生活援助事業、外出支援サービス事業、福祉電話設置事業、緊急通報システム事業

3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1)生きがいづくりの推進

老人クラブ活動の育成

シルバー人材センターの活用促進

スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進

世代間交流の機会の拡充

生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進

- ・高齢者の生きがい活動としてのボランティア、地域ボランティアの促進

敬老会の実施及び祝い金の支給

- ・敬老会の実施と敬老祝い金等の支給

(2)集いの場の拡充

地域の集いの場の確保

- ・地域デイサービスの拡充による交流の場の確保
- ・地域資源を活用した「ふれあいサロン」拠点づくり
- ・家族介護者の集いの充実

公民館を活用した交流の充実

- ・公民館の開放による地域交流、世代間交流の推進

(3)移動・交通手段の整備

事業実施等における移動手段の確保

外出支援サービス事業（再掲）

送迎バス活用モデル事業の実施継続

- ・自動車学校や病院の送迎車を活用した移動の確保

コミュニティバスの整備検討

4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1)高齢者の見守り活動の推進

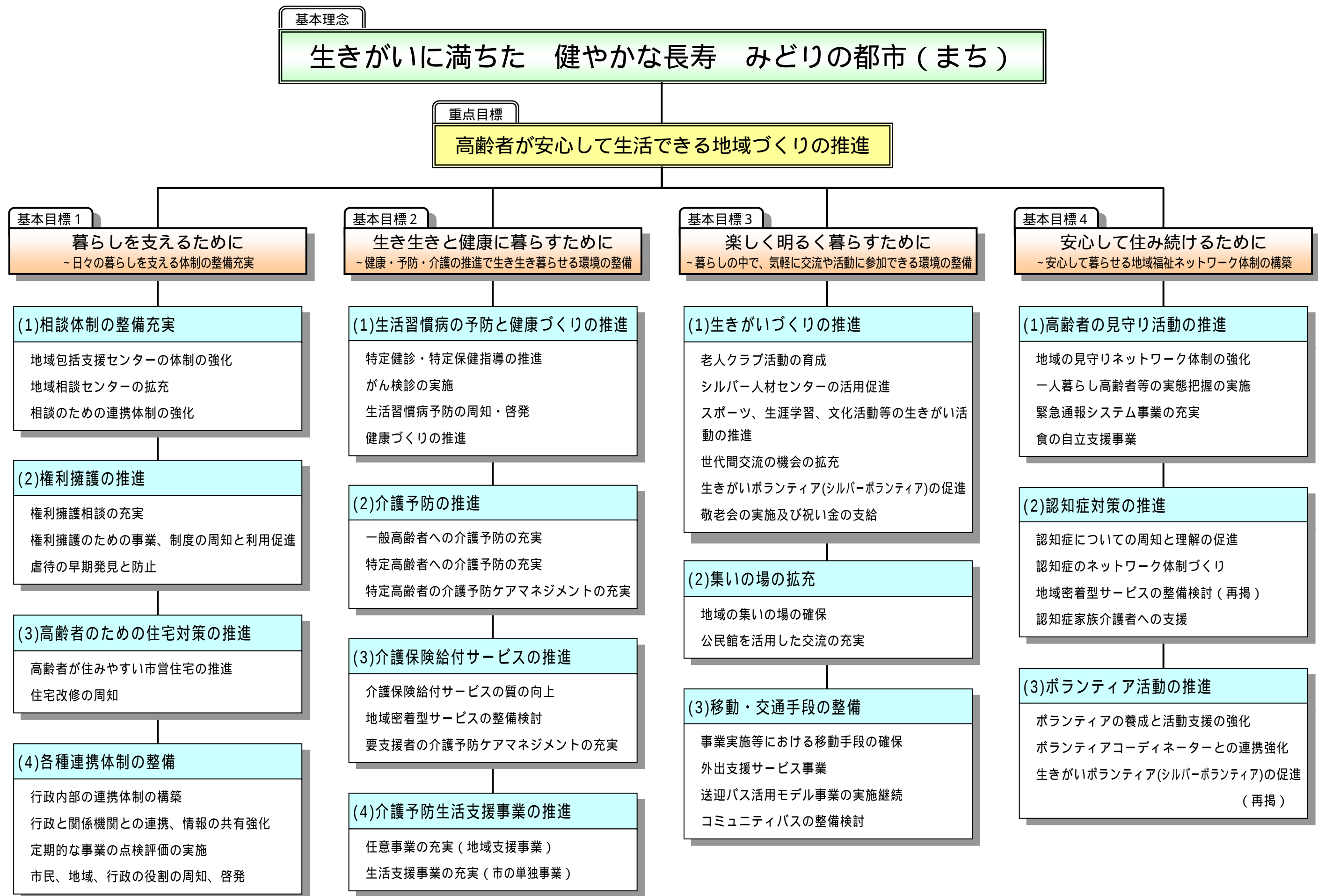
- 地域の見守りネットワーク体制の強化
- 一人暮らし高齢者等の実態把握の実施
- 緊急通報システム事業の充実（再掲）
- 食の自立支援事業（再掲）

(2)認知症対策の推進

- 認知症についての周知と理解の促進
- 認知症のネットワーク体制づくり
- 地域密着型サービスの整備検討（再掲）
- 認知症家族介護者への支援

(3)ボランティア活動の推進

- ボランティアの養成と活動支援の強化
- ボランティアコーディネーターとの連携強化
- 生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進（再掲）



6 . 取り組みの視点

高齢者の地域生活の向上を目指して、様々な課題の把握、事業等の検討を行う中で、必要性が高く感じられたことが「体制」「周知」「移動」の3点です。

体 制

事業や対策を行う上では、役所内の各課と連携して実施するものも多くあります。健康増進・生活習慣病の予防は元気に高齢期を過ごすために不可欠であり、保健と福祉は密接な関わりをもつ必要があるほか、生きがいづくり（スポーツや文化活動）、住まい、道路などの生活環境等、保健・福祉以外の課においても高齢者施策に関連する取り組みを行っています。このため、役所内における連携体制を強化する必要があります。

また、事業・施策の実施にあたっては、委託先や介護保険のサービス事業所、地域に身近な社会福祉協議会、民生委員、地域相談センター、自治会、老人クラブ等との情報交換、連絡調整が必要です。地域の高齢者に関する情報の共有と事業・施策の充実を図るために、「ネットワーク」を念頭においた取り組みが不可欠と感じています。

周 知

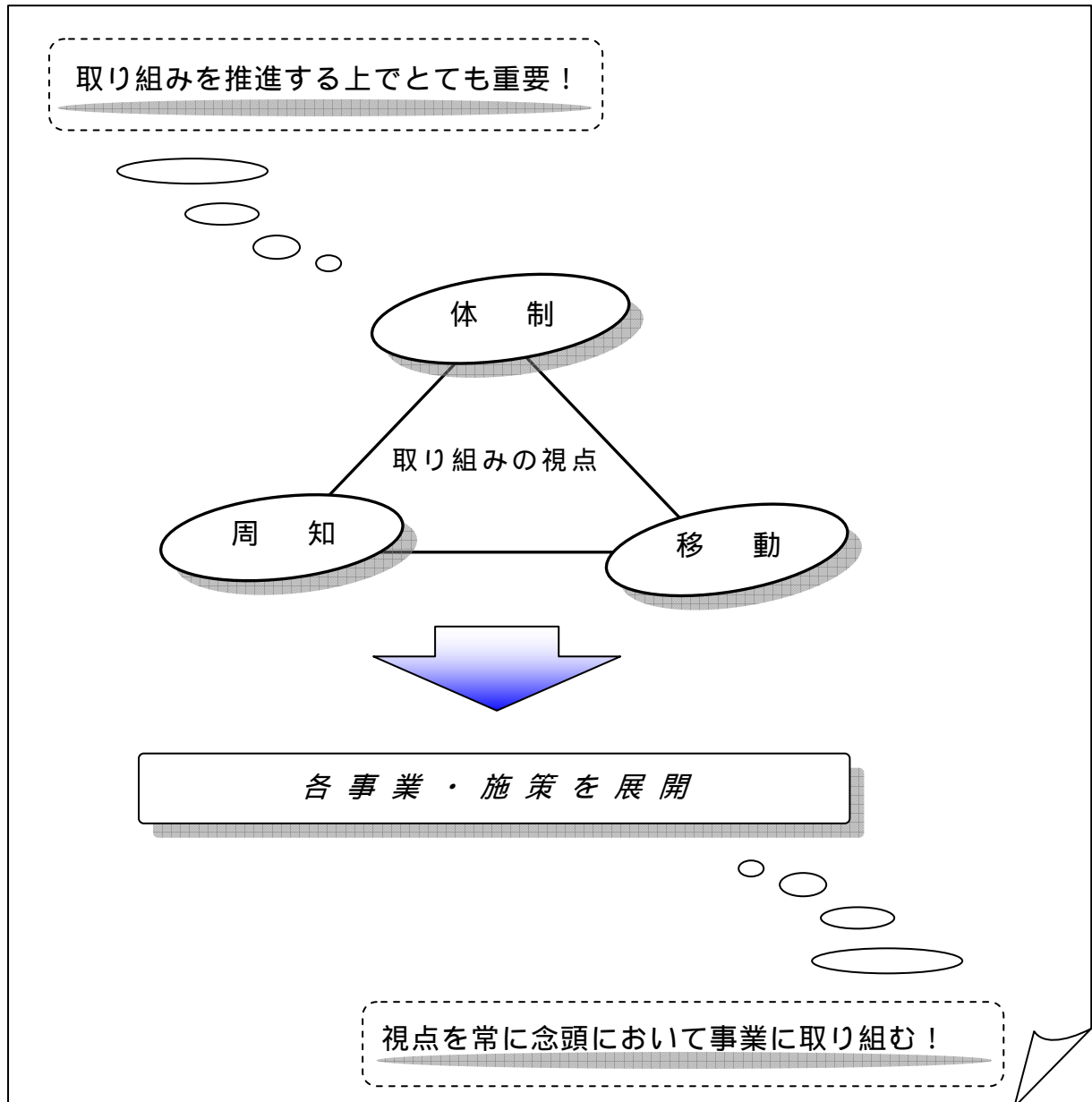
アンケート調査では、利用できる福祉サービスについての情報提供が充実して欲しいという声があります。また、生活習慣病の予防や介護予防については、その重要性、取り組み方等について、十分に周知されていないと感じています。介護保険についても制度や仕組みがわからない人が少なくありません。必要な人に必要な情報が行き届く、あるいは広く市民への周知を図ることについて、新しい周知方法を検討するなど、これまで以上に努める必要があります。

移 動

買い物や病院へ行く、かりゆし健康クラブや地域デイサービスに参加する、生きがい活動を行うなど、日常生活の質の向上を図るには、外出する際の移動手段の確保が必要です。現在では市内の路線バスや自動車学校・病院の送迎バスを活用した移動手段がありますが、気軽に利用できる交通手段が不可欠となっています。

各事業・施策を実施するにあたっては、この「体制」「周知」「移動」という3点が重要であることを念頭に置き、取り組みの効果的な進め方を図ってまいります。

「暮らしの木」においては、この3つの視点は、いわば木を育てる【肥料】にあたります。



7. 日常生活圏域と地域ネットワークの検討 ～重点目標を達成するために

重点目標の達成のためには、地域づくりがとても重要となります。このため、「日常生活圏域の設定（再編）」と「圏域を中心としたネットワークづくり」を以下のように進めていきます。

(1) 圏域を設定する目的

高齢者の住み慣れた地域での継続した生活を推進するために、市内をいくつかの日常生活圏域に分け、その圏域ごとに各種サービスの提供体制や地域支援体制の整備を図っていきます。

具体的には、以下のようなサービスまたは事業を行う単位となります。

■ 圏域ごとに地域密着型サービスを確保し、供給を図る。

（身近な地域でのサービス提供）

■ 高齢者把握事業により、虚弱な高齢者を把握する。

（介護等が必要な状態となることを早期に防ぐため）

■ 福祉空間整備事業の活用を図ることができる。

（圏域ごとに補助金がつく。ハード面等の整備が可能）

■ 地域に住む高齢者の相談の場となる。

（気軽な相談から専門的な相談まで）

■ 地域ネットワークの展開を図る。

（地域での見守り、支え合いの活動を行う）

(2) 圏域の設定条件等

○ 日常生活圏域の設定については、

地理的条件

人口、高齢者数

交通事情

介護保険の施設サービス整備状況

その他の社会的条件

などを勘案し、圏域ごとに円滑な事業展開が図れるように定める必要があります。

(3)これまでの日常生活圏域

第3期計画では旧町村を基本とした地区割りで、日常生活圏域を4つに設定しています。

各圏域には基本的に地域相談センターを配置しています。このセンターは、旧在宅介護支援センターが中心となった地区割りを継続し、地域への対応を行っています。

■圏域の状況

単位：人、%

圏域名	地区	高齢者数 (H20)	高齢化率 (H20)
糸満・西崎圏域	字糸満全域、西川町、西崎、潮崎町	3,123	13.39
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富、阿波根、潮平	2,489	12.04
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里	1,189	20.04
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,292	28.43

(4)日常生活圏域の再編について

第4期では、日常生活圏域を4つから5つへと再編します。主な理由は、第5期計画期間（平成24～26年度）に高齢者数の急激な増加が予測されるためです。

今後の高齢者数の急増を見据え、日常生活圏域を5つに設定し、圏域ごとの高齢者数の偏りを小さくすることで、訪問や高齢者把握事業の円滑な事業展開を図ります。

■5圏域として設定した場合の状況

単位：人、%

圏域名	行政区	高齢者数 (H20)	高齢化率 (H20)	高齢者数 (H26)	高齢化率 (H26)
糸満圏域	字糸満全域	2,143	20.78	2,305	21.38
西崎圏域	西崎町、西川町、潮平、阿波根	1,609	7.76	2,288	10.35
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	1,840	14.48	2,284	16.10
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,209	19.55	1,390	20.81
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,292	28.43	2,525	30.50

(5) 圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともなう地域での見守り活動等の必要性が増しています。しかし、役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、圏域単位に住民と協働したサービス（地域ネット）を推進していく体制づくりを検討していきます。

■ 圏域のあり方

	規模、単位	サービス内容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス・見守り支援（食の自立支援、緊急通報、傾聴ボランティア）
	小学校区	
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、福祉空間整備事業 緊急時対応、地域相談センター
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス 食の自立支援、軽度生活支援、介護予防事業

< 糸満市の日常生活圏域区分 >

